

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県知事

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務
②事務の概要	福岡県内に住所を有する国公立高等学校等に在学する生徒がいる世帯のうち、生活保護受給世帯又は道府県民税・市町村民税所得割額非課税世帯を対象として、給付金を支給する事務。 具体的には、福岡県高校生等奨学給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務において、特定個人情報の取扱いを行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「条例」という。)第3条第1項及び第2項、別表第一の6の項並びに別表第二の1の項及び14の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条、第12条及び第25条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 ○番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第9号 ○番号法第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第169の項、第171条関係
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁教育総務部財務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係(電話番号:092-643-3866) 福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係(電話番号:092-643-3104)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係(電話番号:092-643-3866)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分に行っている      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分である      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	教育庁教育総務部財務課長 石橋 裕次	課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和4年3月15日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「条例」という。)第3条第1項及び第2項、別表第一の6の項並びに別表第二の1の項及び13の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条、第11条及び第22条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「条例」という。)第3条第1項及び第2項、別表第一の6の項並びに別表第二の1の項及び14の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条、第12条及び第25条	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情	○番号法第19条第8号	○番号法第19条第9号	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和7年6月20日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「条例」という。)第3条第1項及び第2項、別表第一の6の項並びに別表第二の1の項及び14の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条、第12条及び第25条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「条例」という。)第3条第1項及び第2項、別表第一の6の項並びに別表第二の1の項及び14の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条、第12条及び第25条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 ○番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第8の項	事後	

